

# 公益財団法人広島市スポーツ協会広島市スポーツ少年団登録要領

第1条 この要領は、公益財団法人広島市スポーツ協会広島市スポーツ少年団規程第5条第2項の規定に基づき、日本スポーツ少年団の諸規程を遵守し、単位スポーツ少年団・団員・指導者・役員・スタッフの登録に関することについて定める。

第2条 登録に関しては、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 団の名称は、青少年スポーツ団体としてふさわしいものとする。
- (2) 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上19歳以下とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
- (3) 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者とする。
- (4) 単位スポーツ少年団は、原則として団員10人以上と指導者2人以上で構成される。また、18歳以上の指導者、役員、スタッフ2人以上の登録を必須とする。なお、指導者は、少なくとも2人以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員資格の保有及びスポーツ少年団登録していた日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者またはスタートコーチ（ジュニア・ユース）、スポーツコーチングリーダーの資格保有者〕（以下「理念を学んだ指導者」という。）としなければならない。
- (5) 登録する年の4月1日現在満18歳以上の指導者、役員またはスタッフのうち1人を代表者とする。代表者は、他の団の代表者を兼ねることはできない。
- (6) 新規登録の単位スポーツ少年団については、前4号の登録要件のうち、登録した指導者の中に理念を学んだ指導者が2人以上いない場合、新規登録年度中に資格取得講習会を受講し、次年度、理念を学んだ指導者が2人以上配置されるよう、資格を取得させなければならない。
- (7) 団員・指導者・役員・スタッフは、傷害保険に加入しなければならない。

第3条 登録は、日本スポーツ少年団の登録システムにより、毎年4月1日から、5月31日（新規登録単位スポーツ少年団は6月30日）までに行う。なお、団員及び指導者の追加登録については、別表第1のとおりとする。

- 2 登録の有効期間は、登録認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとに更新する。
- 3 登録料については、別表第2のとおりとする。

第4条 登録の認定を受けたものが、スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められたときは、登録が取り消される。

第5条 この要領の施行に関して必要な事項は、本部長が定める。

<附 則>

- この要領は、昭和62年4月1日から施行する。
- この要領は、昭和63年5月24日から施行する。
- この要領は、平成元年2月16日から施行する。
- この要領は、平成5年4月1日から施行する。
- この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は公益財団法人広島市スポーツ協会の設立登記の日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

追加登録申請先	追加登録期間
日本スポーツ少年団 広島県スポーツ少年団 広島市スポーツ少年団	毎年 4月 1日～ 8月31日
広島市スポーツ少年団のみ	毎年 9月 1日～翌年2月末日

別表第2

区 分	登録料	内 訳
単位スポーツ少年団 (1団につき)	4,000円	単位スポーツ少年団負担金として
指導者、役員・スタッフ (1人につき)	1,100円	日 本：700円 広島県：100円 広島市：300円 ※ただし、9月1日以降は、広島市への登録料として1,100円を徴収する。
団 員 (1人につき)	800円	日 本：300円 広島県：100円 広島市：400円 ※ただし、9月1日以降は、広島市への登録料として800円を徴収する。